

小作争議調査表

No. 45

(内報番第 方七四第)

(昭和八年六月分)

財團 協同會 福岡出張所

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	要 求 事 項
築上郡友枝村左官第下	地主 永松竹菰 小作人 寺尾寺音次郎	+	地主は本年五月吉村即吉郎より自作の目的を以て該地と交渉し、小作人に土地返還を要求し、継続小作を差押へ拒絶せり。	土地返還を要求す
發 生 日	關係地 種類面積	小作人 關係團體	經 過	結 果
昭和八年六月二一日	一田 一畝六畝歩	+	六月三日、全農所屬宗茂町會館に於て、地主と小作人との協議が行われ、地主は村長島益次郎に依頼し、種々の条件を認め、六月三日、下記条件にて解決	一、地主は小作人に対し、金七十円と小作人に対し、交付すること。 二、小作人は、協議の伏地を地主に土地返還すること。

備 考

六、昭和八年度小作未付三割減額と
七、小作未付係連四儀米三斗四斗と
八、其内一儀米と昭和八年五月五日
迄に納入し、残米三儀米昭和八年
昭和九年の三年度に二分し、毎年
小作米と金財に納入すること。
七、小作期間中小作人の耕作は、地主
が天災地変其他不可抗力により
耕作不能の場合、湯合之加割引額との
引付小作人は、納入前地主に立会
を求め、双方立会の上、割引額の協定
を旨、双方無断納入は、割引額
未下屬せず、但し小作人の立会申
込に付し、地主は、是れを理由に、
立会と應じず、是れは、俗に、